

参考資料

1 第2期計画の数値目標一覧

主要施策1 外国人観光客100万人の誘致

項目	数値目標		目標設定の根拠等
	27年 (実績値)	33年 (目標値)	
本県を訪れた年間外国人観光客数	28万人 (推計値)	100万人 (推計値)	外国人観光客の誘致に係る施策の効果を測るため、本県を訪れた年間外国人観光客数を目標値として設定。 東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年に本県を訪れる年間外国人観光客数を100万人とすることを目標とし、平成33年については年間100万人を維持します。

訪日外客統計（日本政府観光局）及び訪日外国人消費動向調査（観光庁）により県が推計

主要施策2 既存資源の徹底活用と観光基盤の整備

項目	数値目標		目標設定の根拠等
	27年 (実績値)	33年 (目標値)	
県外からの年間の延べ宿泊者数	303万人	387万人	観光資源の磨き上げによる魅力向上施策の効果を測るため、滞在時間の長い県外からの宿泊者の増加を目標値として設定。 過去の宿泊者数の増加傾向を踏まえ、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年までは毎年対前年比概ね5%ずつ増加させ、平成33年については平成32年値を維持します。

宿泊旅行統計調査（観光庁）

項目	数値目標		目標設定の根拠等
	27年度 (実績値)	33年度 (目標値)	
おもてなし通訳案内士の数	72人	600人	外国人観光客の満足向上に寄与するため、県内観光地に精通し、おもてなし力のある通訳案内士の養成数を目標値として設定。 平成31年度までは年間約100人、平成32、33年度は年間約50人の通訳案内士を対象に研修を行い、平成33年度末までに、延べ600人の「おもてなし通訳案内士」を養成します。

本県観光に精通しおもてなし力のある通訳案内士を養成する研修を修了した通訳案内士数

主要施策3 アニメの聖地化推進

項目	数値目標		目標設定の根拠等
	27年度 (実績値)	33年度 (目標値)	
県内アニメイベントに参加した年間観光客数	40万人	100万人	「埼玉県＝アニメの聖地」のイメージを確立するとともにアニメ事業をインバウンドの受け皿として成長させる施策の効果を測るため、県内アニメイベントに参加した年間観光客数を目標値として設定。 東京2020オリンピック・パラリンピック開催年度となる平成32年度末に、県内アニメイベントに参加する観光客を年間100万人誘致することを目標とし、平成33年度については年間100万人を維持します。

県調査

主要施策4 SAITAMAブランドプロモーションの推進

項目	数値目標		目標設定の根拠等
	27年 (実績値)	33年 (目標値)	
観光客1人当たりの観光消費額 (県外からの宿泊客)	16,891円	23,400円	観光を通じた地域経済の活性化の効果を測るため、県が誘致を強化する県外からの観光客の消費単価を目標値として設定。 平成26年(宿泊客18,347円、日帰り客4,380円)を起点とし、過去の観光消費額の増加傾向を踏まえ、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年までは毎年対前年比概ね4%ずつ増加させ、平成33年については平成32年値を維持します。
観光客1人当たりの観光消費額 (県外からの日帰り客)	4,045円	5,800円	※観光消費額は、いずれも1人1回当たりの旅行における消費額を指す。

観光入込客統計に関する共通基準(観光庁)に基づく観光入込客パラメータ調査(県)

2 第2期計画の策定の経緯

(1) 第1期計画

平成24年3月	埼玉県観光づくり基本計画（平成24年度～平成28年度）
---------	-----------------------------

(2) 第2期計画の策定過程

平成28. 3. 23	埼玉県アニメの聖地化プロジェクト会議 将来像「『アニメの聖地』といたら、やっぱり埼玉！」（提言書）受理
平成28. 4. 26	第1回埼玉県観光づくり推進会議（県庁関係各課）
平成28. 4. 26	計画関連事業に関する意見照会（県庁各部署）
平成28. 5. 18	第1回埼玉県観光づくり基本計画推進委員会
平成28. 6. 23	平成28年度埼玉県観光客誘致プロジェクトチーム 第1回会議
平成28. 7. 7	第2回埼玉県観光づくり基本計画推進委員会
平成28. 8. 5	計画素案たたき台に関する意見照会（市町村、県庁各部署）
平成28. 8. 5	第1回市町村との意見交換会（南部地域）
平成28. 8. 5	第2回市町村との意見交換会（南西部地域）
平成28. 8. 9	第3回市町村との意見交換会（利根地域）
平成28. 8. 10	第4回市町村との意見交換会（県央地域）
平成28. 8. 18	第5回市町村との意見交換会（川越比企地域）
平成28. 8. 18	第6回市町村との意見交換会（東松山地域）
平成28. 8. 19	第7回市町村との意見交換会（西部地域）
平成28. 8. 23	第8回市町村との意見交換会（秩父地域）
平成28. 8. 25	第9回市町村との意見交換会（東部地域）
平成28. 8. 26	第10回市町村との意見交換会（北部・本庄地域）
平成28. 9. 5	第3回埼玉県観光づくり基本計画推進委員会
平成28. 10. 27	平成28年度埼玉県観光客誘致プロジェクトチーム 第2回会議
平成28. 11. 8	第4回埼玉県観光づくり基本計画推進委員会
平成28. 12. 16	計画素案に関する意見照会（県庁各部署）

(3) 県民コメントの実施

埼玉県県民コメント制度に基づき、郵便、ファクシミリ、電子メール等により意見・提言を募集しました。

実施期間	平成28年10月12日（水）～平成28年11月11日（金）
結 果	意見・提言数2名1団体から計7件

3 埼玉県観光づくり基本計画推進委員会設置要綱及び委員名簿

埼玉県観光づくり基本計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県観光づくり推進条例第16条に基づく埼玉県観光づくり基本計画の策定及び推進を目的として、埼玉県観光づくり基本計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進委員会は、委員14人程度をもって組織する。

2 推進委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、次に掲げる者・団体から産業労働部長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済関連団体
- (3) 観光関連団体
- (4) 報道機関
- (5) 市町村

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。なお、再任は原則として連続して2期までとする。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、産業労働部観光課において処理する。

(委員)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

埼玉県観光づくり基本計画推進委員会 委員名簿

氏名	所属・職	区分別
あさくら 朝倉 はるみ	淑徳大学経営学部観光経営学科 准教授	学識 経験者
たまい かずひろ 玉井 和博	大妻女子大学 教授	
おおくぼ よしみ 大久保 義海	埼玉県商工会連合会 会長	経済関連 団体
まつもと けんじ 松本 賢治	(一社)埼玉県商工会議所連合会 秩父商工会議所 専務理事	
あさこ かずよ 浅子 和世	(一社)全国旅行業協会埼玉県支部 支部長 (一社)埼玉県旅行業協会 会長	観光関連 団体
いのうえ ともこ 井上 知子	(一社)日本旅行業協会関東支部 埼玉県地区委員会 近畿日本ツーリスト(株)首都圏埼玉団体旅行支店 次長	
いよだ みゆき 伊与田 美歴	(独)国際観光振興機構 海外プロモーション部 次長	
きたほり あつし 北堀 篤	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長	
まつもと くによし 松本 邦義	(一社)埼玉県物産観光協会 会長	
あおき ひでや 青木 秀也	(株)テレビ埼玉 常務取締役 報道制作局長	報道機関
せきね まさよし 関根 正昌	(株)埼玉新聞社 常務取締役 編集・販売担当	
まつおか けんぞう 松岡 健三	日本放送協会 さいたま放送局長	
ふじもと まさと 藤本 正人	埼玉県市長会 所沢市長	市
おおさわ え 大澤 タキ江	埼玉県町村会 長瀨町長	町村

4 第2期計画における取組の県担当部局一覧

頁	番号	施策	主な担当部局
主要施策1 外国人観光客100万人の誘致			
16	1	ターゲットを的確に捉えた誘致活動の推進	産業労働部、県民生活部
18	2	外国人観光客にとって快適な受入体制の整備	産業労働部、企画財政部、県民生活部、保健医療部、農林部、都市整備部
18	3	広域連携による外国人観光客誘致の促進	産業労働部
主要施策2 既存資源の徹底活用と観光基盤の整備			
20	1	多様な観光資源の発掘・磨き上げ	産業労働部、企画財政部、県民生活部、環境部、福祉部、農林部、県土整備部、都市整備部、教育局
21	2	観光客にとって安心・安全な観光基盤の整備	産業労働部、企画財政部、県民生活部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、農林部、県土整備部、都市整備部
22	3	観光人材の育成とおもてなし力の向上	産業労働部、県民生活部、教育局
主要施策3 アニメの聖地化推進			
24	1	国内外での「アニメの聖地＝埼玉県」の確立	産業労働部
25	2	海外のアニメファン向けプロモーションの推進	産業労働部
25	3	アニメファンに喜ばれるおもてなし力の醸成	産業労働部
主要施策4 S A I T A M Aブランドプロモーションの推進			
27	1	県産品の販売拡大・ブランド化の推進	産業労働部、農林部
28	2	国内外でのプロモーションの積極的な展開	産業労働部、県民生活部、農林部、県土整備部
29	3	民間事業者・自治体等との連携の促進	産業労働部、企画財政部、危機管理防災部、保健医療部、農林部、県土整備部、都市整備部

5 埼玉県観光づくり推進条例（全文）

平成 24 年 3 月 27 日

条例第 19 号

埼玉県は、秩父の山々や武蔵野の面影を残す雑木林に代表されるあふれんばかりの緑、利根川や荒川などの河川が県土に占める面積の割合が全国一という豊かな水の流れ、さいたま新都心のビル群と見沼田んぼや三富新田という都市と田園の両方の魅力、放射状に伸びる新幹線と縦横に貫く高速道路などの充実した交通網、盆栽や植木、鋳物、人形などの伝統産業から最先端の技術を誇る工業まで多種のものづくりなど、多彩な特性に恵まれています。

更に、勇壮な屋台囃子の秩父夜祭、県名発祥の地であるさきたま古墳群、蔵づくりの街並みが残る川越などの歴史や文化、ご当地の味覚、盛んなスポーツなど、新旧様々な魅力にあふれています。

少子高齢化や人口減少が進み、社会全体の活力が低下している今、私たちは、こうした特性や魅力を十分にいかして、名所、旧跡などを巡るこれまでの観光はもとより、来訪者との心の触れ合う交流や、体験型観光をはじめとする新しい観光など、多様な形態の観光をつくることにより、明るく、元気で、住んでよかった、訪れてよかったと思える埼玉県にしていく必要があります。

そこで、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体が一体となって観光づくりを進めるため、この条例を制定します。

（目的）

第一条 この条例は、本県の観光づくりについての基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光づくりに関し必要な事項を定めることにより、県民生活の向上及び県民が誇れる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光づくり 名所、旧跡等を巡るこれまでの観光はもとより、地域の特性及び魅力をいかし、体験型観光、グリーンツーリズム（緑豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流等を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。）その他の多様な形態の観光を創出する取組をいう。
- 二 観光事業者 観光に関係する事業を営む者をいう。
- 三 観光関係団体 観光事業者及び行政機関で構成する団体その他の観光に関係する活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第三条 観光づくりは、観光産業の振興にとどまらず、地域経済の持続的な発展、雇

用機会の増大、豊かな生活環境の創造等による活力に満ちた地域社会の実現並びに自然、歴史、文化その他の地域の特性及び魅力の再確認による県民の愛県心の醸成につながるものであるという認識の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、観光事業者及び観光関係団体への支援並びに市町村、観光事業者及び観光関係団体相互の連携促進を図る責務を有する。

2 県は、観光づくりにおける市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が観光づくりに関する施策を積極的に講ずることができるよう必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、来訪者をおもてなしの心で温かく迎えるとともに、自然、歴史、文化その他の地域の特性及び魅力を守り、育みながら後世に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、地域における観光づくりに協力するよう努めるものとする。

(観光事業者等の役割)

第六条 観光事業者は、基本理念にのっとり、来訪者に快適なサービス及び環境を提供するよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、県民、市町村、観光事業者及び他の観光関係団体と連携を図りながら観光づくりに資する活動を行うよう努めるものとする。

3 観光事業者及び観光関係団体は、県が実施する観光づくりに協力するよう努めるものとする。

(県民のおもてなしの心の醸成)

第七条 県は、県民が来訪者をおもてなしの心で温かく迎えることができるよう、情報及び学習機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光づくりに寄与する人材の育成)

第八条 県は、観光づくりに対する意欲及び知識を有する者並びに観光づくりについての指導者の育成に必要な施策を講ずるものとする。

(特産品の開発及び販売の促進)

第九条 県は、地域の特性及び魅力をいかした特産品の開発及び販売を促進するため、観光事業者等による特産品の開発及び販路開拓に当たっての助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光情報の発信)

第十条 県は、様々な機会及び媒体を通じて、国内及び国外に向けた積極的な観光情報の発信を行うものとする。

(広域的な観光づくりの推進)

第十一条 県は、近隣都県との緊密な連携による広域的な観光づくりを推進するもの

とする。

(国外からの来訪促進)

第十二条 県は、国外からの来訪を促進するため、受入体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(来訪者の安心、安全かつ快適な環境の整備)

第十三条 県は、すべての来訪者が安心して、安全かつ快適に観光ができる環境の整備を推進するものとする。

(観光地における良好な景観及び環境の保全等)

第十四条 県は、県内の観光地における良好な景観及び環境の保全及び形成を図るため、県民、市町村、観光事業者及び観光関係団体（第十六条第二項において「県民等」という。）が行う良好な景観及び環境の保全及び形成に関する活動並びに美化活動に関する取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光づくりのための基盤整備)

第十五条 県は、観光づくりのための基盤整備を図るため、観光に関する施設の整備、道路の整備、交通機能の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(基本計画)

第十六条 知事は、観光づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光づくりに関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 5 知事は、毎年、基本計画に定められた観光づくりに関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備等)

第十七条 県は、観光づくりに関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。